

平成23年6月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
総務教育常任委員会.....	7

請 願 一 覧 表

総務教育常任委員会・請願

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 23年— 7 (23.5.16)	総 務	鳥取県議会棟禁煙化について	鳥取県医師会 外	

請願一覧表

総務教育常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
23 年－ 7 (23. 5.16)	総 務	鳥取県議会棟禁煙化について ▶請願理由 全国に先駆けて、平成 22 年 6 月、議会の議員提案により「鳥取県がん対策推進条例」が制定（平成 22 年 6 月 29 日施行）された。 がんは県民の死亡の最大の原因であるが、喫煙とがんとの関連性が非常に高いものであることはご承知のとおりで、更に、喫煙環境が県民の健康及び生命にとって重大な問題となっていることは改めて申すまでもない。 本会では、当県医師会館を平成 14 年 5 月 16 日より全館禁煙とした上で、平成 16 年度から会内委員会として「禁煙指導対策委員会」を設置し、地区医師会との共催にて医師を対象にした講習会を毎年開催し、禁煙指導医、更に、禁煙教育に関わる講演が行える医師の養成を図っている。その後、平成 21 年 4 月 30 日開催の第 1 回常任理事会で敷地内禁煙とした。 加えて、毎年 5 月 31 日の「世界禁煙デー」に際しては、県内東部・中部・西部において、関連機関との共催によりイベントを開催し、地域住民への禁煙指導ならびに受動喫煙防止環境に係る普及啓発活動に取り組んでいる。 したがって、当県におけるがん対策の一環として、社会における禁煙環境の今一層の推進を目標に、鳥取県議会棟においても早期禁煙化を実現されるよう請願する。 なお、鳥取県庁本庁舎についても、別途同趣旨の要請をしている。 ▶陳情要旨 鳥取県議会棟の禁煙化	鳥取県医師会 外 1 名 (紹介議員) 山 口 享 福 田 俊 史	

総務教育常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 23年ー 8 (23. 5. 25)	教 育	中学校で使用する新しい教科書の採択について	あすの日本を考える会	
総 23年ー 9 (23. 5. 25)	教 育	中学校で使用する教科書の展示会について	あすの日本を考える会	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
23 年－ 8 (23. 5.25)	教 育	中学校で使用する新しい教科書の採択について ▶陳情理由 先の大戦で我が国はまさに焦土と化したのが、国民の不屈の努力により見事に立ち直って世界第二の経済大国までになった。しかし、その後進取の気力を次第に失い、全てが停滞し失われた 20 年といわれるようになって今日に至っている。そこへこの度の東日本大震災で戦後最大と言われる国難に直面した。幸い難事に強い不屈の精神は生きていたようでこのまま沈下してしまうことはなさそうである。とは言えこの復旧に使った国力は、次の世代に重くのしかかってくるはずである。それを担うのは、今学校に学ぶ子供たちである。彼らがそれを耐え乗り切るためには、日本人としての矜持が必要である。そして彼らをしてそうならしめるのは、教育にほかならない。 教育基本法及び学校教育法の改正、学習指導要領の全面改訂を受け、文部科学省は平成 21 年に新しい教科書検定基準を告示した。その中で、教科書は「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」及び「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」育成の為、豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛すること等の教育基本法の目標と一致しなければならないと定めている。 また、文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が装丁や見映えでなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ的確に行い、適正な教科書採択していくことを求めている。 よって、県教育委員会においては、教育委員・学校関係者へ教育基本法の改正、学校教育法の改正、学習指導要領の改訂について内容の周知徹底を図るとともに、それに最も適した教科書を採択することを指導・助言されるよう強く要望するものである。	あすの日本を考える会	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情要旨 平成 24 年度から 4 年間使用される県下市町村立中学校教科書が、主に各自治体教育委員会によって構成される採択協議会により選定されることとなっている。 鳥取県教育委員会においては歴史教科書及び公民教科書に関し、改正教育基本法及び新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて、公正かつ適切な教科書採択を実施するよう指導・助言を行うこと。		
23 年－ 9 (23. 5.25)	教 育	中学校で使用する教科書の展示会について ▶陳情理由 我が国の将来を担う子供たちの使う教科書の内容がどのようなものであるか、そのどれを選ぶかは大変重要な事柄で、教師、保護者はもとより県民全体が強く関心を抱くべきものである。したがって、採択前に実施される教科書の一般公開展示会は県民が採択に参加できる唯一の機会であると同時に大切なものである。しかしながら、展示会が有効に機能しているとはいえない。展示場を訪れた人の数がどこも数えるほどしかないと言うのが実態なのである。もっと教科書展示会の重要性を県民に強く広報していただきたく標記のような陳情をする。 ▶陳情要旨 1、平成 24 年度から 4 年間使用される県下市町村立中学校教科書が、各自治体教育委員会によって採択されることになっている。それに先立って県内で検定済みの教科書の展示会が行われるが、展示場は現在東部 4、中部 2、西部 4 会場である。これを少なくとも倍増すること。 2、展示会の開催は「県政だより」等で紹介されているが、「県政だより」については扱いが小さく気がつきにくい。1 頁まるまる使って広報すること。 3、展示場にはアンケートが設けられているが、内容を公開すること。	あすの日本を考える会	

総務教育常任委員会・陳情